

第1条 (サービスについて)

USEN GATE 02 Google Workspace は Google LLC. (以下「特定協定事業者」といいます。) のサービスを利用して、当社が再販売事業者として提供するサービス (以下「本サービス」といいます。) です。

第2条 (約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の約款は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

第3条 (約款の読替え)

サービス内容、その他の提供条件については、「御見積書」「御申込書」に記載された内容によるほか下記「別記」に定める特定協定事業者の約款 (以下、総称して「特定協定事業者約款」といいます。) を、別紙読替え表を参照するほか当社が再販売事業者であることを前提として適宜読替えて適用するものとし、当社が別に定めた料金表の内容についてはこれを優先して適用するものとします。

第4条 (適用関係)

本サービスに関して、「御見積書」「御申込書」、「本約款」及び「特定協定事業者約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」「御申込書」、「本約款」、「特定協定事業者約款」の順に優先して適用するものとします。

第5条 (利用契約申込みの方法)

利用契約 (以下「利用契約」といいます。) の申込みをする者 (以下「利用申込者」といいます。) は、本約款の内容を承諾の上、当社所定の御申込書に必要事項を記入し、当社に提出していただきます。

第6条 (利用契約申込みの承諾)

当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2 当社が、利用契約の申込みを承諾することにより、当社と利用申込者との間で利用契約が締結されるものとします。(当社との間で利用契約を締結した利用申込者を、以下「契約者」といいます。) なお、当社が利用契約の申込みを承諾する日は、当社所定の御申込書を当社が受け付けた日とします。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社の与信基準を満たせないと当社が判断したとき。
- (2) 御申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (3) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (4) 利用申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (5) 利用申込者が、当社のサービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または本

サービスの利用を停止された利用契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがあると当社が判断したとき。

- (6) 利用申込者が暴力団等反社会的勢力に所属、または関係していると判明したとき
 - (7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。
- 4 当社は、前項の規定により、本サービスの利用契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ利用申込者に承諾しない旨を当社所定の方法で通知します。

第7条 （料金の支払い義務）

本サービスの料金は、本サービスの提供開始日から提供終了日まで発生するものとし、当社の指定する期日までに契約者は当社に対して、当社が請求した金額（消費税等相当額を含む）を支払うものとします。なお、本サービスの提供開始日はメールにて利用申込者へ通知いたします。

2 前項の記載にかかわらず、月払いコースおよび月払いフレキシブルプランの料金は、提供開始日の翌日から本サービスの提供終了日まで発生するものとします。

3 銀行振込手数料等支払いに関する費用は契約者の負担とします。

第8条 （申込みの取消し）

利用申込者は、申込みから提供開始までの期間に限り、当社が別途定める料金表記載の一時金を支払うことにより、利用契約の申込みを取消すことができます。

第9条 （最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は年払いコースおよび月払いコースは、提供開始日から起算して1年間、月払いフレキシブルプランは提供開始日から1か月間とし、当該最低利用期間内に、第17条（契約者が行う利用契約の解除）に基づき利用契約が解除された場合または第18条（当社が行う利用契約の解除）第1項または第33条（反社会的勢力の排除に対する表明保証）第2項に基づき当社が利用契約の解除を行った場合には、年払いコースの場合、当社から契約期間の残余の期間に対応する額の返金はいりません。月払いコースの場合、当社が定める期日までに、最低利用期間の残余の期間に対応する基本利用料金に相当する額を契約解除料として支払うものとします。

第10条 （契約期間と更新）

年払いコースおよび月払いコースの契約期間は提供開始日から1年間とし、契約者が第17条（契約者が行う利用契約の解除）に基づいた通知をしないときは、本契約は、利用期間満了日の翌日から自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とします。月払いフレキシブルプランは契約期間を定めないものとします。利用料については第7条（料金の支払い義務）の合意に基づくものとします。

2 契約者は、契約期間内に利用契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、契約期間の残余の期間に対応する基本利用料金に相当する額を支払うものとします。ただし、「御見積書」・「御申込書」に特段の定めがある場合はその定めるところによります。

第11条 （契約者の氏名等の変更）

契約者は、その氏名、名称または住所もしくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合には、料金表に規定する一時金を支払っていただきます。

3 第1項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第12条 （契約内容の変更）

契約者は、本サービスの契約内容の変更を行うときは、当社所定の方法により当社に届け出ていただきます。

2 当社は、第1項の請求があったときは、第6条（利用契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第13条 （コースの変更）

本サービスのコース変更は、変更日を指定しその1ヶ月前までに当社所定の書面により当社に通知する（当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。）ことで変更が可能です。

2 1年払いコース、および月払いコースは契約更新時のみ変更が可能です。

3 月払いフレキシブルプランからの変更は当社営業日に限るものとします。

第14条 （アップグレードおよびダウングレード）

本サービスの一部エディションは、アップグレードが可能です。アップグレードは、変更希望日の1ヶ月前までに当社所定の書面により当社に通知する（当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。）ものとします。

2 エディションごとのアップグレード可否は、別記2. 本サービスのエディション に定めるものとします。

3 エディションのダウングレードはできません。

4 1年払いコース、および月払いコースは契約更新時のみ変更が可能です。

5 月払いフレキシブルプランのアップグレードは当社営業日のみ指定可能です。

第15条 （アカウントの追加）

本サービスのアカウントの追加は、追加日を指定し、第5条（利用契約申込みの方法）、に基づき当社に通知するものとします。ただし、追加日は当社営業日に限るものとします。

2 当社は、年払いコースの場合は追加日当日から、月払いコースおよび月払いフレキシブルプランの場合は追加日翌日から変更後の内容に基づくサービス料金を適用するものとします。

3 追加分の契約更新日および支払い方法は初回契約に準じます。

第16条 （契約者の地位の承継等）

相続または法人の合併もしくは分割等により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併もしくは分割後存続する法人または合併もしくは分割により設立された法人は、当社所定の書類にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同じとします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

第17条 （契約者が行う利用契約の解除）

契約者は、自ら利用契約の解除を行う場合、解除日を指定しその1ヶ月前までに当社所定の書面により当社に通知する（当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。）ものとします。なお、指定の解除日に当社にて解除処理ができない場合、当社にて解除日を指定し利用契約を解除するものとします。

2 年払いコースおよび月払いコースのアカウントの一部解約は、契約更新時のみ可能です。

3 月払いフレキシブルプランの契約解除およびアカウント減数は当社営業日に限り解除日として指定できるものとします。

第18条 （当社が行う利用契約の解除等）

当社は、契約者が利用契約に基づく債務の履行を怠った場合、相応な期間を定めて契約の履行を催告し、その催告期間内に履行がなされない場合、利用契約を解除することができます。

2 当社は、契約者に以下の各号の一に該当する事由が生じたときは、何らの通知・催告なくして直ちに利用契約を解除することができます。

- (1) 銀行取引停止処分を受けたとき
- (2) 差押、競売、滞納処分を受けたとき
- (3) 破産、民事再生、会社更生の申し立てを受け、あるいは自ら申し立てたとき
- (4) 解散の決議をなしたとき
- (5) 違法行為をなしたとき
- (6) 本契約に違反したとき
- (7) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき
- (8) 当社ならびに特定協定事業者の業務を阻害する、または信用を毀損する等、当社ならびに特定協定事業者の不利益となる行為をするおそれのあるとき

3 前 2 項による解除は契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

4 当社は、当社と契約者が合意の上決定した、利用開始日の属する月の翌月末を過ぎても、契約者都合によって本サービスの提供が開始できない場合は利用契約を解除することができます。

第19条 （付加サービス）

本サービスには、料金表に定める付加サービスがあります。

2 各付加サービス（「ドメイン取得代行・DNS ホスティング」オプションを除く）は、本サービス利用申込みの時期に係らず申込みが可能です。

3 各付加サービスの契約期間、利用料の支払方法およびコースは、本サービスに準じます。

4 付加サービスのみでの契約はできません。

5 月払いフレキシブルプランでご契約の場合、付加サービス①表中のサービスは同時にご契約いただけません。

第20条 （利用制限）

当社は、次の場合には、本サービスの利用を制限することがあります。

- (1) 当社または特定協定事業者の本サービスに関する設備の保守上やむを得ないとき。
- (2) 本約款の規定に違反したと当社が認めたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を制限するときは、原則としてその理由、利用制限をする日を当社所定の方法により契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第21条 （利用停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、当社が指定する支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 料金その他の債務の決済に使用する、契約者が指定する預貯金口座の利用が認められないとき。
- (3) 契約申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- (4) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき。
- (5) その他、当社が不適切と判断する行為をなしたとき。

(6) その他、当社が、緊急性が高いと判断したとき。

(7) 前各号のほか、本サービスに関する当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれのあるとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、原則としてその理由、利用停止をする日を当社所定の方法により契約者に通知します。ただし、やむを得ない場合および前項第4号に該当する場合は、この限りではありません。

第22条 （遅延損害金）

契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第23条 （契約者の切分責任）

契約者は、本サービスを利用することができなくなったときは、契約者に係る設備に故障等のないことを確認のうえ、当社指定のテクニカルサポートへ問い合わせるものとします。

第24条 （免責）

当社は、明示、黙示を問わず、本サービスの完全性、正確性、適合性、確実性、有用性等いかなる保証を行うものではありません。

2 当社は、本サービスの提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、本サービスを通じて提供される情報等の消失、その他本サービスに関連して発生した契約者又は第三者（従業員を含む）の損害について、理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。

3 当社は、本サービスに関して契約者及び第三者（従業員を含む）に生じた営業価値の損失、使用機会の逸失、業務もしくはサービスの中断・停止又はあらゆる種類の損害（間接損害、特別損害、付随損害、派生損害、逸失利益を含むが、これに限られない）を含め、たとえこれらの損害の可能性を事前に通知されていたとしても、一切の直接的、間接的、特殊的、付随的又は結果的損失、損害について一切の責任を負わず、第三者のいかなるクレームについても責任を負わないものとします。

第25条 （承諾の限界）

当社は、契約者から本約款の規定に基づく請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその契約者に通知します。ただし、この約款において特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第26条 （契約者の義務）

契約者は、次のことを遵守しなければなりません。

(1) 本サービスの利用にあたって、本邦内外の法令等の定めに反しないこと。

(2) 料金表の規定により当社が付与するユーザアカウントおよびパスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことを速やかに、当社に届け出ること。

2 契約者は、自身による本サービスの利用およびこれに伴う行為に関して、問合せ、クレーム等が通知された場合および紛争が発生した場合は、自己の責任と費用をもってこれら进行处理するものとします。

3 契約者は、第三者の行為に対する請求、要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用を

もって処理解決するものとします。

4 契約者は、自身による本サービスの利用とその利用によりなされた一切の行為に起因して、当社または第三者に対して損害を与えた場合（契約者が、約款、規約および提供要領上の義務を履行しないことにより当社または第三者が損害を被った場合を含みます。）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

第27条 （不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、利用契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責に任じません。

2 前項の場合に、当該利用契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

第28条 （損害賠償額）

契約者が、契約者の責に帰すべき事由により当社及び特定協定事業者（以下「特定協定事業者」という。）に損害を与えたときは、契約者は「特定協定事業者約款」の規定に従う他、当社及び特定協定事業者（以下「特定協定事業者」という。）に生じた一切の損害を賠償する責を負うものとします。

2 当社又は特定協定事業者が、当社又は特定協定事業者の責に帰すべき事由により契約者に損害を与えたときは、「特定協定事業者約款」の規定に従うものとします。

第29条 （再委託）

当社は、本サービスの履行上必要となる管理業務（請求、回収等の業務を含むが、これに限らない）の全部又は一部を株式会社 U S E N I C T S o l u t i o n s（本店所在地：東京都品川区上大崎三丁目1番1号）、又はその他当社が指定する第三者に再委託することができるものとします。

第30条 （個人情報の取扱い）

当社は、当社の定める「個人情報の取扱いについて」に基づき個人情報の取扱いを行います。

第31条 （個人情報の共同利用）

前条に定めるほか、当社は、本サービスの提供に必要な場合、個人情報を特定協定事業者（特定協定事業者の業務委託先を含みます。）と共同利用することがあります。

第32条 （個人情報の委託）

当社は、本サービスに関する業務を第三者に委託することがあります。なお、契約者は、当社が本サービスに関する業務を第三者に対して委託することを予め異議なく承諾するものとします。

第33条 （反社会的勢力の排除に対する表明保証）

利用申込者は、利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属していること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること

- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

第34条 （準拠法）

本サービス契約約款の準拠法は、日本国の法令とします。

第35条 （合意管轄）

契約者と当社の間でこの利用契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別記

1. 本サービスにおける特定協定事業者約款

Google Workspace 利用規約

https://workspace.google.co.jp/intl/ja/terms/premier_terms.html

2. 本サービスのエディション

本サービスには以下のエディションがあります。

エディション	契約アカウント 上限数	保存容量
Business Starter	300 ※1	30GB × アカウント数 (ドメイン全体の共有容量)
Business Standard	300 ※1	2TB × アカウント数 (ドメイン全体の共有容量)
Business Plus	300 ※1	5TB × アカウント数 (ドメイン全体の共有容量)
Enterprise Essentials	上限なし	1TB × アカウント数 (ドメイン全体の共有容量)
Enterprise Standard	上限なし	5TB × アカウント数 (ドメイン全体の共有容量) 拡張可能 ※2
Enterprise Plus	上限なし	5TB × アカウント数 (ドメイン全体の共有容量) 拡張可能 ※2
Frontline Starter	上限なし ※3	1 ユーザーごとに 5GB ずつ
Frontline Standard	上限なし ※3	1 ユーザーごとに 5GB ずつ
Gemini Enterprise Business	500	-

※1 契約アカウント上限を上回る場合は、上位エディションへのアップグレードが必要です。

※2 5 アカウント以上でご契約の場合に限り、Google 社への保存容量拡張の申請が可能です。
Google 社が申請を承認した場合に保存容量が拡張できます。

※3 Frontline Starter、Frontline Standard は Google 社承認のもとで提供される特殊なエディションです。契約ライセンス数、利用するユーザーなどに制限があります。お申込みの際の注意事項をご確認ください。

アップグレード可否対応表

エディション	アップグレードが可能なエディション
Business Starter	Business Standard、Business Plus Enterprise Standard、Enterprise Plus
Business Standard	Business Plus、 Enterprise Standard、Enterprise Plus
Business Plus	Enterprise Standard、Enterprise Plus
Enterprise Essentials	Enterprise Plus
Enterprise Standard	Enterprise Plus
Enterprise Plus	なし
Frontline Starter	Frontline Standard
Frontline Standard	なし
Gemini Enterprise Business	なし

2. 料金表（すべて税抜き表示）

第1表 基本利用料

(1) 初期費用（1 契約ごとに発生）

エディション	単位	料金
Business Starter	1 契約ごと	20,000 円
Business Standard	1 契約ごと	20,000 円
Business Plus	1 契約ごと	20,000 円
Enterprise Essentials	1 契約ごと	20,000 円
Enterprise Standard	1 契約ごと	20,000 円
Enterprise Plus	1 契約ごと	20,000 円
Frontline Starter	1 契約ごと	0 円
Frontline Standard	1 契約ごと	0 円
Gemini Enterprise Business	1 契約ごと	0 円

(2) アカウント費用（1 アカウントごとの料金）

エディション	年払いコース 年額料金	月払いコース 月額料金	月払いフレキシブルプラン 月額料金
Business Starter	8,160 円	680 円	816 円

Business Starter (2025年3月18日以降の価格)	9,600 円	800 円	950 円
Business Standard	16,320 円	1,360 円	1,632 円
Business Standard (2025年3月18日以降の価格)	19,200 円	1,600 円	1,900 円
Business Plus	24,480 円	2,040 円	2,448 円
Business Plus (2025年3月18日以降の価格)	30,000 円	2,500 円	3,000 円
Enterprise Essentials	13,560 円	1,130 円	1,356 円
Enterprise Standard (2023年4月11日以前の価格)	27,120 円	2,260 円	2,260 円
Enterprise Standard (2023年4月11日以降の価格)	31,200 円	2,600 円	3,120 円
Enterprise Standard (2025年3月18日以降の価格)	36,720 円	3,060 円	3,670 円
Enterprise Plus	40,800 円	3,400 円	4,080 円
Enterprise Plus (2025年3月18日以降の価格)	47,760 円	3,980 円	4,760 円
Frontline Starter	6,240 円	520 円	624 円
Frontline Standard	16,320 円	1,360 円	1,632 円
Gemini Enterprise Business	37,200 円	3,100 円	3,700 円

第2表
付加サービス①

サービス	コース	初期費用	料金
ドメイン取得代行・DNS ホスティング	年払いコース	10,000 円 (DNS ホスティングの みの場合は 5,000 円)	5,000 円/年
	月払いコース		500 円/月
USEN GATE 02 rakumo 拡張ツール	左記オプションサービスの仕様、 料金は各サービス契約約款に定めます。		
USEN GATE 02 HENNGE One			
USEN GATE 02 Cloud Gate アクセス制限			

付加サービス②

サービス	コース	料金	備考
GW Business Starter アーカイブユーザーライセンス	年払いコース	年額 2,700 円/1 アカウ ント	Google Workspace Business Starter 環境のみ
	月払いコース	月額 225 円/1 アカウ ント	
	月払い フレキシブル	月額 270 円/1 アカウ ント	
GW Business Standard アーカイブユーザーライセンス	年払いコース	年額 4,080 円/1 アカウ ント	Google Workspace Business Standard 環境のみ
	月払いコース	月額 340 円/1 アカウ ント	
	月払い フレキシブル	月額 408 円/1 アカウ ント	
GW Business Plus アーカイブユーザーライセンス	年払いコース	年額 5,400 円/1 アカウ ント	Google Workspace Business Plus 環境のみ
	月払いコース	月額 450 円/1 アカウ ント	

	月払い フレキシブル	月額 540 円/1 アカウント	
GW Enterprise Standard アーカイブユーザーライセンス	年払いコース	年額 6,840 円/1 アカウント	Google Workspace Enterprise Standard 環境のみ
	月払いコース	月額 570 円/1 アカウント	
	月払い フレキシブル	月額 684 円/1 アカウント	
GW Enterprise Plus アーカイブユーザーライセンス	年払いコース	年額 9,240 円/1 アカウント	Google Workspace Enterprise Plus 環境のみ
	月払いコース	月額 770 円/1 アカウント	
	月払い フレキシブル	月額 924 円/1 アカウント	
Google Vault	年払いコース	年額 7,200 円/1 アカウント	Google Workspace Frontline 環境のみ
	月払いコース	月額 600 円/1 アカウント	
	月払い フレキシブル	月額 720 円/1 アカウント	
Cloud Identity Premium	年払いコース	年額 7,740 円/1 アカウント	-
	月払いコース	月額 645 円/1 アカウント	
	月払い フレキシブル	月額 774 円/1 アカウント	
AppSheet Enterprise Standard (新規販売を終了しました)	年払いコース	年額 24,960 円/1 アカウント	Google Workspace エデ ィションに関係なく申込 が可能。
	月払いコース	月額 2,080 円/1 アカウント	
	月払い フレキシブル	月額 2,496 円/1 アカウント	
AppSheet Enterprise Plus	年払いコース	年額 24,960 円/1 アカウント	Enterprise Standard と Enterprise Plus の同時 契約はできません。
	月払いコース	月額 2,080 円/1 アカウント	
	月払い フレキシブル	月額 2,496 円/1 アカウント	
Google AI Ultra for Business	年払いコース	年額 364,800 円/1 アカウント	
	月払いコース	月額 30,400 円/1 アカウント	
	月払い フレキシブル	月額 36,200 円/1 アカウント	

第3表 一時金

料金種別	単位	料金額
ドメイン情報の変更に係るもの	1契約ごと	10,000 円
DNS設定変更に係るもの	1契約ごと	5,000 円
利用契約の申込みの取消しに係るもの	1契約ごと	10,000 円 (不課税)
契約者の氏名等の変更に係るもの	1契約ごと	0 円

別紙 【読替え表】

第1表 特定協定事業者約款中の表記の読替え

対応する特定協定事業者約款の表記	当社の提供するサービスにおいて 読替えて適用される表記
販売パートナー	株式会社USEN Smart Works

第2表 対象となるサービスの読替え

対応する特定協定事業者サービス	当社の提供するサービス
Google Workspace	USEN GATE 02 Google Workspace

(以下余白)